

職場環境等要件について

処遇改善につきましては、これまでも何度かの取り組みが行われてきました。

直近では、令和元（2019）年10月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても加算算定を行っております。

当該加算を算定するにあたり、

- A 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること。
 - B 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
 - C 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること
- という3つの要件を満たしている必要があります。

Cの「見える化」要件とは、①2020年度からの算定要件で、②介護サービスの情報公表制度や自社のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を公表していることです。

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取り組み（賃金以外）につきまして、以下の通り公表いたします。

職場環境等要件について（処遇改善加算・特定加算）

	職場環境要件項目	当事業所としての取り組み
入職促進に向けた取り組み	職場体験の受け入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取り組みの実施	職場体験や保育士育成学校からの研修生などを受け入れて地域の人材育成に貢献しています。
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士等の取得を目指すものに対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する強度行動障害支援者育成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメン	強度行動障害支援者育成研修、児童発達支援管理責任者基礎研修、実務者研修、ビジョントレーニング、作業・理学療法士の為の研修等幅広い範囲の研修を受講を支援し、職員が研修を受けやすようにシフトを作成し、環境に配慮している。
両立支援・多様な働き方の推進	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備	有給休暇はもちろん、年間の特別休暇10日などと年間のお休みを多く設定しているなど、子育て中の職員も安心して働ける環境を整備している。非正規職員から正規職員への転換も行っている。
	有給休暇が取得しやすい環境の整備	計画的な有給休暇の取得の推進を積極的に促し、昨年度は年度内取得100%。
腰痛を含む心身の健康管理	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備	ヒヤリハットや事故簿などを作成し、職員間で情報を共有している。
生産性向上のための業務改善の取り組み	5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実施による職場環境の整備	5S活動として、整理・整頓・清掃・清潔・躰のために時間を作りミーティング等でもしっかり確認している。
	業務手順の作成や記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減	業務手順の作成をし、利用児童の利用時の様子など記録・報告して情報の共有や作業負担の軽減をしている。
やりがい・働きがいの構成	ミーティングによる職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善	月に一度の全体ミーティングと毎週土曜日に行うミーティングで意見交換する場を設けて勤務環境や支援内容の改善を行っている。

要件を満たすことの確認・証明（共通）

加算相当額を配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規定
処遇改善加算等として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出し	給与明細
加算対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	勤務体制表、保育士証、各種卒業証書
キャリアパス要件IIの資質向上の目標及び具体的な計画を定めました。	資質向上のための計画
労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法、その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処されています	
労働保険料の納付が適切に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書